

「勤労青少年福祉法」(昭和45年法律第98号)の概要

勤労青少年福祉法は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もって勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的として、昭和45年5月25日に公布・施行されたものである。

その主な内容は次のとおり。

- ① 勤労青少年の福祉についての基本的理念と勤労青少年の福祉の増進に関する事業主、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたこと
【第2条～第4条】

- ② 勤労青少年の日（7月第3土曜日）を設けたこと
【第5条】

- ③ 厚生労働大臣は「勤労青少年福祉対策基本方針」を定め、都道府県知事はこれを参考して「都道府県勤労青少年福祉事業計画」を策定するよう努めるものとしたこと
【第6条、第7条】

- ④ 国、地方公共団体等は、勤労青少年に対して、職業指導の充実、職業訓練の奨励、余暇の有効活用に必要な事業の奨励等の福祉の措置を講ずるものとしたこと
【第8条～第11条、第14条】

- ⑤ 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練校又は高等学校の定時制、通信制の課程等に学ぶ場合は、そのために必要な時間を確保することができるよう配慮に努めるものとしたこと
【第12条】

- ⑥ 事業主は、一定の事業場ごとに勤労青少年福祉推進者を選任するように努めるものとしたこと
【第13条】

- ⑦ 地方公共団体は、勤労青少年ホームを設け、勤労青少年ホーム指導員を置くように努めるものとしたこと
【第15条、第16条】